

平成23年鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
平成23年12月21日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年12月21日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年12月21日 午後1時44分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

## 平成23年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月21日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定  
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第66号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第68号 平成22年度鞍手町水道事業会計決算認定  
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第61号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第62号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第63号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出  
決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第64号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第65号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第67号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費  
特別会計歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第69号 平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第70号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第77号 鞍手町定住促進奨励金交付条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第78号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第81号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)

- 日程第15 議案第82号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を  
改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第83号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第86号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計  
補正予算(第3号) (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第87号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第79号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第80号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第84号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第85号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第88号 平成23年度鞍手町病院事業会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第89号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第90号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 意見書第2号 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書
- 日程第27 請願第2号 燃油関係の税制措置に関する意見書提出を求める請願  
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 陳情第1号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める陳情  
(民生産業委員長報告)
- 日程第29 陳情第2号 「郵政改革法案の早期成立を求める意見書」の提出を求める陳情  
(総務文教委員長報告)
- 日程第30 閉会中の継続事件

平成23年12月21日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第60号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第60号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第60号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第2 議案第66号及び日程第3 議案第68号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の審査報告をいたします。

議案第66号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 6 8 号 平成 2 2 年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は 9 月 1 4 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 6 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 6 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 6 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 6 号 平成 2 2 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 6 6 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第 6 8 号 平成 2 2 年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 6 8 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 4 議案第 6 1 号から日程第 1 1 議案第 7 0 号までの 8 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○ 1 3 番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

- 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。  
議案第 6 2 号 平成 2 2 年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定。  
議案第 6 3 号 平成 2 2 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。  
議案第 6 4 号 平成 2 2 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。  
議案第 6 5 号 平成 2 2 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。  
議案第 6 7 号 平成 2 2 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。  
議案第 6 9 号 平成 2 2 年度鞍手町病院事業会計決算認定。  
議案第 7 0 号 平成 2 2 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定。

本委員会は 9 月 1 4 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告いたします。

**○議長 川野 高實君**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 6 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 2 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 3 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 9 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 7 0 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第65号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第62号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第63号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第64号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第65号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第67号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第69号 平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第70号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 1 2 議案第 7 7 号から日程第 1 8 議案第 8 7 号までの 7 件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。  
原総務文教委員長。

**○ 6 番 原 哲也君**

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 7 7 号 鞍手町定住促進奨励金交付条例。

議案第 7 8 号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

議案第 8 1 号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例。

議案第 8 2 号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 8 3 号 平成 2 3 年度鞍手町一般会計補正予算第 3 号。

議案第 8 6 号 平成 2 3 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号。

議案第 8 7 号 平成 2 3 年度鞍手町水道事業会計補正予算第 2 号。

本委員会は 1 2 月 1 4 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告いたします。

**○ 議長 川野 高實君**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 7 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 7 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 2 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 3 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 87 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 77 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 78 号について討論はありませんか。

宇田川 亮君。

**○ 11 番 宇田川 亮君**

議案第 78 号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例につきまして、日本共産党を代表して反対討論を行います。

この中身については福祉に寄与するとか、サービスを向上するだとかという中身も含まれていますが、しかし本会議の議案質疑の時に、金持ち優遇税制に繋がっている内容はないかという質問をした時に、ありませんという答えでした。

しかし中身を見てみますと、株式等の配当等に係る所得、これについて、いわゆる不労所得について所得税が 20% から 10% に減額されています。

これは以前からですが、この期間を 2 年間更に延長するという内容が含まれていることから、私はこの議案第 78 号については反対をいたします。以上です。

**○ 議長 川野 高實君**

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に議案第 81 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 82 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 83 号について討論はありませんか。

宇田川 亮君。

**○ 11 番 宇田川 亮君**

議案第 83 号について反対討論を行います。

この補正予算の中身については、先の臨時議会の中で人事院勧告に基づく予算措置がされています。それで遡って減額するという中身も含まれていることから、これに係わる予算、この議案第 83 号と 86、87、88、89 号については全て反対させていただきます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に議案第 8 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 7 7 号 鞍手町定住促進奨励金交付条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 7 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 7 8 号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 7 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 1 号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 8 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 2 号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 8 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 3 号 平成 2 3 年度鞍手町一般会計補正予算第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 83 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 86 号 平成 23 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 86 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 87 号 平成 23 年度鞍手町水道事業会計補正予算第 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 87 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 19 議案第 79 号から日程第 25 議案第 90 号までの 7 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

### ○13 番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 79 号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 80 号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第 84 号 平成 23 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号。

議案第 85 号 平成 23 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号。

議案第 88 号 平成 23 年度鞍手町病院事業会計補正予算第 1 号。

議案第 89 号 平成 23 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第 1 号。

議案第 90 号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定。

本委員会は 12 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

### ○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 79 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 80 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 9 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 9 0 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 7 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 0 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 0 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第79号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第80号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第84号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第85号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第88号 平成23年度鞍手町病院事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第89号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第90号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に進みます。

日程第26 意見書第2号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 原 哲也君に趣旨説明をお願いします。  
原 哲也君。

**○6番 原 哲也君**

意見書第2号を提案いたします。

意見書第2号 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書。

別紙意見書案を提出します。

平成23年12月21日提出。

提出者 鞍手町議会議員 原 哲也、同じく栗田 幸則。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条並びに鞍手町議会会議規則（昭和62年鞍手町議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

**○議長 川野 高實君**

お諮りします。

意見書第2号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第2号 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第27 請願第2号を議題とします。

本請願は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

**○6番 原 哲也君**

総務文教委員会の請願審査報告をいたします。

請願第2号 燃油関係の税制措置に関する意見書提出を求める請願。

本委員会は12月7日に付託された上記の請願を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

**○議長 川野 高實君**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

請願第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第2号 燃油関係の税制措置に関する意見書提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第28 陳情第1号を議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

**○13番 栗田 幸則君**

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める陳情。

本委員会は12月7日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

**○議長 川野 高實君**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める陳情を採決します。  
本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第29 陳情第2号を議題とします。

本陳情は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

**○6番 原 哲也君**

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号 「郵政改革法案の早期成立を求める意見書」の提出を求める陳情。

本委員会は12月7日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

**○議長 川野 高實君**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について討論はありませんか。

宇田川 亮君。

**○11番 宇田川 亮君**

陳情第2号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書について、反対討論を行います。

この中身を見てみますと、郵政が民営化されて、今の現状等を書かれていますが、これについてはそのとおりだと考えます。

しかしながら今提出されている郵政改革法案を早期成立させても、現状のサービス低下、不満の解消等には繋がらないと考えます。何よりも郵政民営化自体を認めることになるような意見書と考えられますので、私はこの陳情に対しては反対いたします。以上です。

**○議長 川野 高實君**

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「郵政改革法案の早期成立を求める意見書」の提出を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に日程第30 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成23年第7回定例会を閉会します。

閉会 13時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川野高實

議員 武谷保正

議員 宇田川亮